

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス

■税額控除に係る証明の有効期間にご注意ください！

個人が、公益社団法人・公益財団法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度（全ての公益法人が対象）又は税額控除制度（一定の要件を満たす公益法人が対象）の適用を受けることができます。

税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に低所得者への減税効果が高いことが特徴です。

税額控除対象法人となるには、まず、公益認定を受けた行政庁から、租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明を受けるための申請を行う必要があります。

申請に基づき、行政庁において要件を満たしていると判断した場合に、証明書を発行します。

当該証明書の有効期間は、証明を受けた日から【5年間】です。

現在、税額控除に係る証明を受けている法人の皆様におかれましては、今一度、証明書に記載された有効期間を確認するとともに、今後も引き続き税額控除に係る証明を受けることを希望される場合には、有効期間の満了前に余裕を持って再度申請を行っていただくようお願いいたします。

その他、税額控除に係る詳しい情報は下記をご覧ください。

○税額控除に係る証明～申請の手引き～

https://www.koeki-info.go.jp/pdf/tebiki06_zeigakukoujyo_tebiki.PDF

○税額控除に係る証明～申請等に係る Q&A～

<https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/zeigakukoujoqa.pdf>

=====
このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>
=====

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 12 階

TEL:03-5403-9586

Mail:[koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp](mailto:koeki-seminar.s8h@cao.go.jp)

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>
=====

COPYRIGHT(C)2021 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。